

屋外広告物管理者及び 安全点検確認者について（お知らせ）

福岡市屋外広告物条例等の改正に伴い、屋外広告物管理者及び安全点検確認者（以下「管理者等」という。）について平成 28 年 10 月 1 日より要件を変更いたしておりますので、屋外広告物の許可申請（新規，更新，変更等全てを含む）を行う際にはご注意くださいませすようお願いいたします。

なお，管理者等において下記の資格を必要とする場合は，当該許可申請に当たり申請書 1 枚目の屋外広告物管理者の欄には同資格を有する方が記名及び押印していただくとともに，同資格を証する書面の写しを添付していただくようお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら，下記担当係までお問い合わせください。

記

1. 変更点

管理者等の要件について

変更前（～H28.9.30）	変更後（H28.10.1～）
広告物及び広告物を掲出する物件の種別に関係なく，下記例示のとおり，実際に広告物等の管理を行う者又は安全点検確認を行う者 例） ○表示・設置者 ○施工業者 ○不動産業者 等	1. 建築基準法施行令第 138 条第 1 項第 3 号に規定する高さが 4m を超える「①屋上設置広告物」「②地上設置広告物」「③壁面設置広告物」「④突出看板」「⑤広告幕（枠材又は支柱等に掲示するものに限る）」「⑥その他の広告物（立体の広告物など）」は，以下の資格等のいずれかを要する。 <div style="text-align: right;">※裏面参照</div> ○屋外広告士 ○建築士 ○特種電気工事資格者（ネオン工事） ○電気主任技術者 ○福岡市屋外広告業に在職して次の資格を有している者 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物に関する講習会修了者 ・広告美術に関する職業訓練指導員，技術検定合格者，職業訓練修了者 2. 上記以外 変更なし ※上記要件を満たす管理者等も可

備考 個々の広告物について，上記施行令で規定する工作物に該当するか否かは，福岡市建築審査課又は建築基準法第 77 条に定める指定確認検査機関にてご確認ください。

2. 変更日

平成 28 年 10 月 1 日

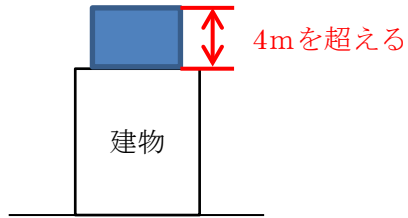
【問合せ先】

住宅都市局都市景観室屋外広告物第 1 係

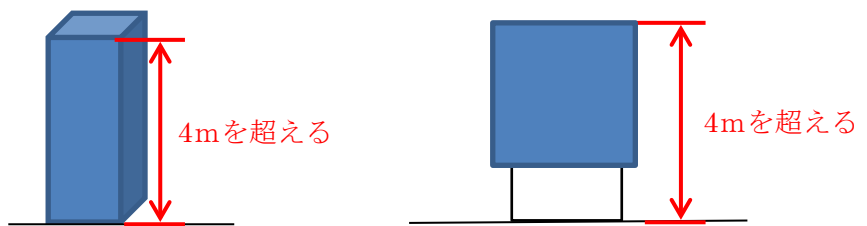
電話：092-711-4395 FAX：092-733-5590

参考：高さの考え方（例）

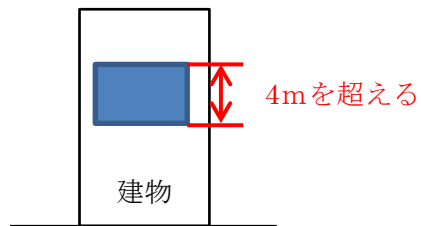
①屋上設置広告物



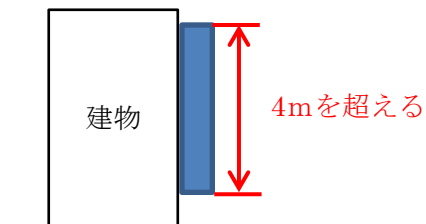
②地上設置広告物



③壁面設置広告物



④突出看板



⑤その他の広告物

